

# 宿泊約款

## 適用範囲

### 第1条

- ホテル グランドアーク半蔵門（以下、「当ホテル」と称する。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 宿泊契約の申し込み

### 第2条

- 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - 宿泊者名
  - 宿泊日及び到着予定時刻
  - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
  - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## 宿泊契約の成立等

### 第3条

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当ホテルが承諾をしなかったことを証明した時は、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超える時は3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 申込金の支払いを要しないこととする特約

### 第4条

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 宿泊契約締結の拒否

### 第5条

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約の締結に応じられませんので、ご了承ください。

- (1) 宿泊しようとするものが、次のイ又はロに該当すると認められるとき。
  - イ. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員、若しくはこれら暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者又は団体等。
  - ロ. 反社会的団体又は反社会的団体の構成員、若しくはこれら団体又は団体構成員と密接な関係を有する者又は団体等。
- (2) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (3) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (6) 宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるときや、大声を発したり絡んだりする等、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。(東京都旅館業法施行条例第5条の規定に基づく)

## 宿泊客の契約解除権

### 第6条

1. 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 当施設の契約解除権

### 第7条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除いたします。
  - (1) 宿泊しようとするものが、次のイ又はロに該当すると認められるとき。
    - イ。「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員、若しくはこれら暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者又は団体等。
    - ロ. 反社会的団体又は反社会的団体の構成員、若しくはこれら団体又は団体構成員と密接な関係を有する者又は団体等。
  - (2) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序、若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (3) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (4) 宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき。
  - (6) 宿泊客が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるときや、大声を発したり絡んだりする等、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。(東京都旅館業法施行条例第5条の規定に基づく)
  - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら。その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 宿泊の登録

### 第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨の代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示していただきます。

## 客室の使用時間

### 第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌日の午前10時までとします。ただし連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日利用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、満室の場合を除き、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 午後3時まで室料金の30%
  - (2) 午後6時まで室料金の50%
  - (3) 午後6時を超えた場合室料金の全額(満室の場合延長利用をお受けできないことがあります。)

## 利用規則の遵守

### 第10条

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 営業時間

### 第11条

当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の提示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

#### (1) フロント等サービス時間

- (a) フロント24時間
- (b) 門限なし

#### (2) 飲食等サービス時間

##### (a) レストラン「パティオ」(1F)

[営業時間 午前07:00～午後10:00] 原則年中無休

朝食 午前07:00～午前09:30

昼食 午前11:00～午後02:00

喫茶 午前09:30～午前11:00及び午後2:00～午後5:00

夕食 午後05:00～午後10:00

テラスの営業 季節営業(夏季)です。詳しくはレストランでお確かめください。

##### (b) 和食レストラン「門」(B1F)

[営業時間 午前11:30～午後02:00/午後05:00～午後10:00] 原則土日祝休業

昼食 午前11:30～午後02:00

夕食 午後05:00～午後10:00

##### (c) ラウンジ「ラメール」(4F)

[営業時間 午前12:00～午後11:00] 原則土日祝休業

昼食 午前12:00～午後02:00

喫茶 午後02:00～午後05:00

夕食 午後05:00～午後11:00

##### (d) 天ぷら「羽衣」(2F)

[営業時間 午前11:30～午後02:00/午後05:00～午後09:30] 原則日祝休業

昼食 午前11:30～午後02:00

夕食 午後05:00～午後09:30

土曜の営業 昼食 なし/夕食 午後05:00～午後08:30

## 料金の支払い

### 第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 当施設の責任

### 第13条

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

## 契約した客室の提供ができないときの取扱い

### 第14条

1. 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できないときは宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 寄託物等の取扱い

### 第15条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込になった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、30万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

## 宿泊客の手荷物または携帯品の保管

### 第16条

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、貴重品に限り発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

## 駐車場の管理責任

### 第17条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## 宿泊客の責任

### 第18条

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

## 宿泊約款の有効

### 第19条

本宿泊約款は、平成28年8月1日より有効とします。

### 別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料） ②サービス料（①×10%）
	追加料金	③レストラン、ラウンジ、宴会等の飲食料及びその他の利用料金 ④サービス料（③×10%） ※レストラン、ラウンジを除く宴会等の飲食及びその他の利用料金に対して
	税金	a) 消費税 b) 宿泊税

### 別表第2 違約金（第6条第2項関係）

		不泊	当日	前日	9日前	20日前
一般	14名まで	100%	80%	20%		
団体	15～99名まで	100%	80%	20%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

（注）

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。